

令和7年4月

枚方市立開成小学校

開成小学校 不登校対応方針

不登校児童への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められている。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめなおす等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益に、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要がある。不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していく必要がある。

学校における教育相談体制について

不登校に限らず、学校の中での課題に対応するためには、まずは教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、学校全体でチームとしての指導・助言を行う体制の充実を図ることが肝要である。校内で情報を共有し、不登校児童生徒についての個別の支援策を作成する。

学校内では、学級担任をはじめ、校内不登校対応委員会の職員で連携を取りながら、支援を行う。教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、学校全体でチームとしての指導・援助を行う体制の充実を図る。校内で情報を共有し、不登校児童生徒について支援を行っていく。

開成小学校 不登校対応方針

令和7年4月
枚方市立開成小学校

学校対応

連携対応

レベル1 連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が3～5日

担任による電話連絡を行います

- 欠席理由
 - 医療機関への受診の有無について
 - 次の登校時の連絡
- などを行います
※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認することもあります

* 学級・学年・教科など、校内での情報共通を行います *

- ①学級での様子
- ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④部活動などの様子
- ⑤スクリーニングシート

不登校対策委員会で検討

チェック

保健室への来室状況
なども有力な情報に
なります。

レベル2 連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が6～9日

担任による家庭訪問を行います

- 子どもの表情・様子 □家庭環境
 - 子どもの生活リズム □保護者の見立て
 - 子どもの友人関係 □登校への意欲レベル
 - 子どもと保護者の関係性
- などに注意しながらお子さまの様子を伺います

* 生徒指導・学年・委員会・SC・SSWとの連携を行います *

- ①家庭環境
- ②学校での様子
- ③学習状況
- ④過去の欠席状況
- ⑤支援を要する場合の対応

ケース会議

情報共有した内容
は、学校全体で共
有します。

レベル3 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が取れる状態

① 学校とのつながりを切らない努力をします

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、
家庭訪問を実施します
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談します

② 保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認（タブレットの活用等）
- ・SC、SSW等専門家相談へつなぐ
- ・別室対応（校内教育支援ルーム）

個別対応が行えるよう、校内体制の確保を行います

* 学校外の組織との連携 *

①教育支援センター「ルポ」

- ・学校を通さず直接家庭からの申込もできますが、登室状況はセンターと学校で情報共有を行い、子どもの支援を行います
枚方市教育文化センター別館 1F（TEL：050-7102-3154）
- ・登室・訪問指導

②院内学級

③フリースクールなど

④その他必要に応じてつなぐ関係機関

- ・医療・診療内科（発達の問題）・少年サポートセンター（非行）など

レベル4 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が困難な状態

① SC、SSW等の専門家を交えたケース会議を行い 目的意識を持って組織的に対応します

② 長期的に連絡が取れない場合、学校には公的 関係機関への通知や通告義務があることを お伝えさせていただきます

* 重大事案を想定した連携する関係機関 *

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	まるっとこどもセンター
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター

レベル5 年間の出席が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態

電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へ アプローチした記録はすべて残します

また、日々の学校対応を記録しています

- ・電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。
- ・家庭訪問の際、手紙を投函しておく。など

家庭と連絡が取れない状態、または家庭と連絡が取れても子どもにアプローチができない状態が続く場合には、子どもの命を守ることを最優先に考える対応を行います

* 重大事案に発展しないための緊急的な連携 *

①長期的に家庭との連携が取れず、「虐待」の疑いがある場合は、管理職に相談し緊急に関係諸機関と連携します。

→教育委員会へ通告書の写しを提出

→まるっとこどもセンターまたは中央子ども家庭センターに通告・状況に応じて警察に情報提供

②学校対応について保護者から過度な要求がある場合。

→スクールロイヤーに相談します（教育委員会を通して）

不登校児童・生徒の状況は多様であり、本方針とは異なる個別の対応を行うこともあります。